

学 校 選 挙 の て び き

“一票に 誇りと 自覚と 責任を”





今 治 市 選 挙 管 理 委 員 会
今 治 市 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会

目 次

1	告 示	2
2	立候補の受付準備	3
	(1) 校内演説用標旗	3
	(2) 選挙運動用ポスター証紙	4
	(3) 運動員の腕章	4
3	立候補希望者説明会の開催	5
4	立候補の受付・告示	7
	(1) 立候補受付会場	7
	(2) 選挙物資の交付	8
5	選挙啓発活動	9
	(1) 校内放送による周知	9
	(2) 横断幕やポスターの作成	9
6	選挙運動	10
	(1) 街頭演説（校内演説）	10
	(2) ポスターの掲示	10
	(3) 校内放送	10
	(4) 選挙公報	10
	(5) 演説会	10
7	投票の準備	11
8	投 票	12
	(1) 選挙人名簿	12
	(2) 投票所の設営	12
	(3) 投票の方法	13
9	開 票	13

生徒会役員選挙のスケジュール例

◎日程を決めるために、あらかじめ全体のスケジュールを考えておくといいですね!

30 日前	選挙管理委員を選出し選挙管理委員会を発足	
		
25 日前	告示(投票日など)	⇒詳しくは P2~3
20~25 日前	立候補の受付準備	⇒詳しくは P3~4
		
10~14 日前	立候補希望者説明会	⇒詳しくは P5~7
		
7 日前	立候補受付・告示(立候補者氏名など)	⇒詳しくは P7~9
6 日前~1 日前	選挙啓発活動・運動	⇒詳しくは P9~10
		
		投票の準備をしておきましょう!! 詳しくは P11
当日	投票・開票	⇒詳しくは P12~14
翌日以降	告示(当選者氏名など)	
	当選証書授与	

★空き教室など 1 室を選挙専用室として確保しておくくと便利です。

作業場所や立候補希望者説明会の場所として、さまざまな用途に使えます。

この「てびき」は、学校の生徒会役員選挙をとおして、生徒たちに民主主義の根幹である選挙を正しく理解し、大いに関心をもってもらうために少しでも役に立てれば、との思いから作成したものです。今後の学校選挙を行うにあたり、参考にしていただければ幸いです。

1 告 示

告示とは、広く皆さんに知ってもらうために必要なことがらについて掲示板などを利用して文書で知らせる方法を言います。

一般の選挙では、選挙期日（投票日）の告示、投票所（期日前投票所）の告示、投票所開閉時間の告示、投票用紙の様式の告示、開票の場所や日時の告示など数多くの告示をそれぞれ、公職選挙法で決められた日に告示します。

また、選挙期日の告示日と立候補の受付日は同じ日ですが、学校選挙の場合、あらかじめ候補者を選び出す期間が必要となりますので、告示を立候補の受付日の数日前（1週間程度）に行う方法がよいと思われます。

学校選挙では告示を簡単にわかりやすくするため、告示内容をまとめ、投票日、投票時間、投票場所や必要に応じて開票場所と時間を1枚の紙に書いて掲示します。

そのほか、立候補の受付日、ポスターや選挙公報原稿の提出期限、また校内放送、校内演説など選挙運動のできる期間や投票日などを詳しく書いた選挙日程表を作成するとよいでしょう。

なお、一般の選挙では、告示の日に立候補の届出がなされ、その時点から選挙運動が行えるようになります。また、その翌日から期日前投票や不在者投票が開始されることから、選挙において告示日は、重要な日となります。

<公職選挙法とは>

日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を選ぶための選挙が、公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発展を期することを目的として、昭和25年に制定された法律。

<学校選挙告示例>

告 示	
生徒会規約第○条の規定により、任期満了にともなう○○○学校生徒会役員選挙を次のとおり行います。	
記	
投票日	○月○日 (○曜日) ○校時
投票場所	○○○○○
付 記	1 選挙する役員の数 会長1人 副会長○人
	2 立候補受付日 ○年○月○日 (○曜日) ○時～○時
	3 立候補受付場所 ○○○室
	○年○月○日
	○○○学校選挙管理委員会

告示をする日を記入します。

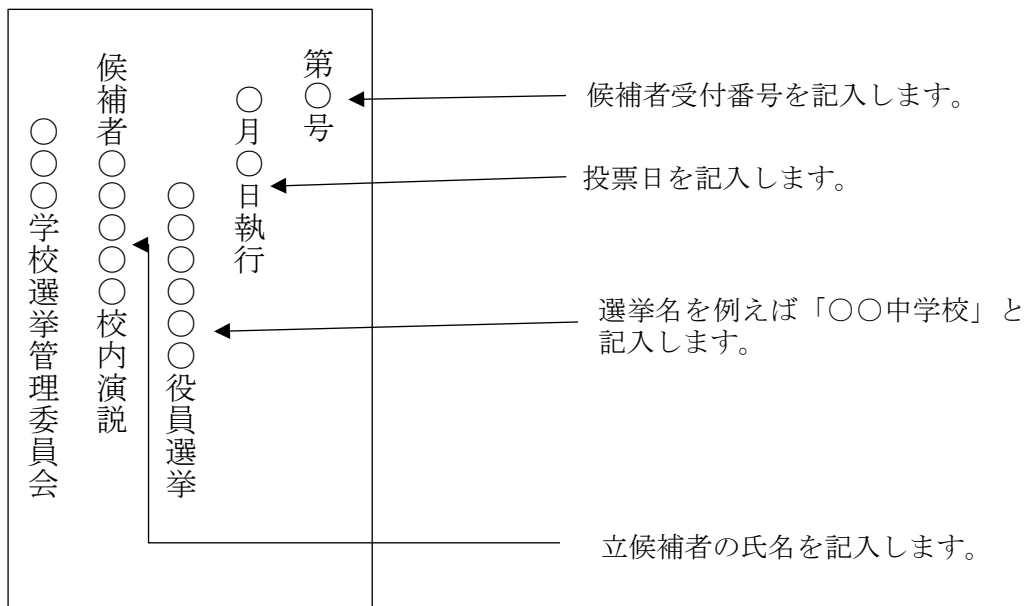
2 立候補の受付準備

学校選挙管理委員会では、立候補の受付日までに次の準備が必要です。

(1) 校内演説用標旗 (一般の選挙では、布製)

一般の選挙では、「街頭演説用標旗」といいます。これは選挙運動期間中 (立候補の届出から投票日の前日まで) 候補者が街頭に立って政策を訴え、支持をお願いする時には、必ず掲げなければならないのぼり旗です。学校選挙では、次のように準備します。(標記を掲げるための竿も準備します。)

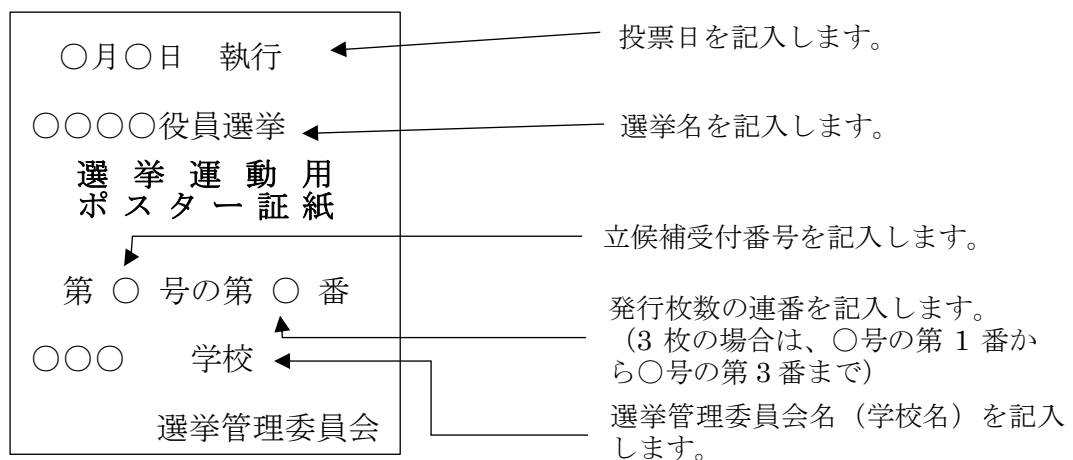
<校内演説用標旗 (のぼり旗) の記入方法>



(2) 選挙運動用ポスター証紙（シール）

一般の選挙では、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場でないと選挙運動用ポスターを貼ることができません。この場合、ポスターの証紙は必要ありませんが、学校選挙の場合は、ポスター掲示場が設置されないことや認められたポスター以外を貼ることができない選挙のルールを知ってもらうため、この証紙を利用してください。記入方法は次のとおりです。

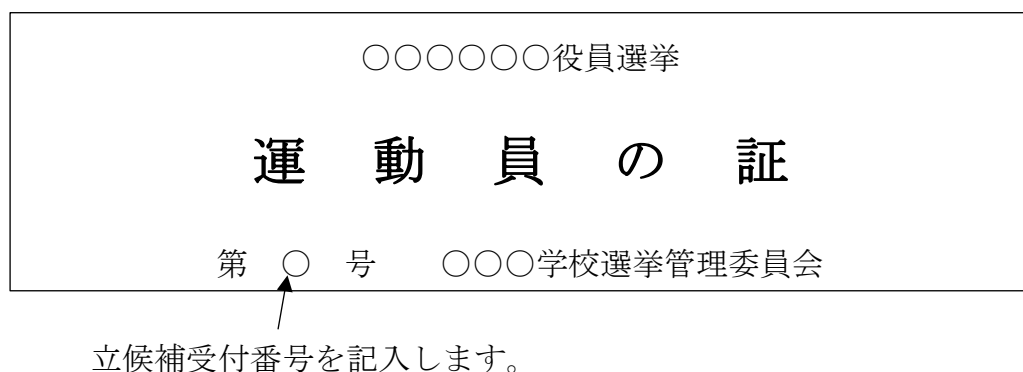
<選挙運動用ポスター証紙の記入方法>



(3) 運動員の腕章（一般選挙では、ビニール製）

候補者の運動員（応援者）が、選挙運動を行うとき、必ずつけなければならない腕章です。


<運動員腕章の記入方法>



(4) その他、候補者届出書、選挙公報掲載申請書、開票立会人届出書、候補者用ポスター用紙は、それぞれの学校で独自の様式を準備してください。（作成例はP6～P7にありますので、もしよかったら参考にしてください。）

3 立候補希望者説明会の開催

立候補希望者に対する事前説明会は、立候補受付日の3～4日前に開きます。その日程を校内放送やポスターにより、全校生徒に知らせます。

例えば・・・ 

生徒会役員選挙に立候補を予定している方は、○月○日の放課後○時までには○○へ集まってください。



立候補希望者説明会の日がきました。どんなことをするのか？

まず、選挙日程などの説明をしましょう。

立候補希望者に立候補の受付日や受付場所、選挙日や選挙運動について説明します。

次に、立候補届出用紙などを交付しましょう。

立候補受付時に必要な用紙を事前に作成しておきます。

各届出用紙などを配布し、書き方や届出方法を説明します。

●候補者届出書(1枚)

●選挙公報掲載申請書(兼 原稿用紙)(1枚)

●開票立会人届出書(1枚)

●候補者用ポスター用紙

} 作成例を参考にしてください。

候補者届出書

受付番号

令和〇年度 〇〇学校生徒会役員選挙候補者届出書

令和〇年〇月〇日

〇〇学校選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

(〇年〇組)

私は、このたびの生徒会役員選挙において、下記の者の推薦を受け、【役員名】に立候補することを届け出ます。

選挙公報掲載申請書

選挙公報掲載申請書

〇〇学校選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

(〇年〇組)

選挙公報の掲載を受けたいので、下記のとおり掲載文を添えて申請します。

開票立会人届出書

開票立会人届出書	
令和〇年〇月〇日	
〇〇学校選挙管理委員会委員長 様	
候補者氏名 _____	
(〇年〇組)	
下記のとおり、本人の承諾を得て届け出ます。	
立会人となるべき者	〇年〇組 〇〇 〇〇
記	
私は、このたびの生徒会役員選挙における候補者 の開票立会人となることを承諾します。	
立会人氏名 〇年〇組 氏名 _____	

※立会人氏名は、本人が署名してください。

候補者用ポスター用紙

画用紙等を利用したのでOK。あらかじめ決めておいた枚数を配布します。

ポスターの内容は、候補者に自由に書いてもらって大丈夫です。

4 立候補の受付・告示

(1) 立候補受付会場

- ア 受付開始時刻と同時に入口を開きます。
- イ 受付開始時刻までに到着している候補者が複数いる場合は、到着順に仮受付をします。
- ウ 上記 イ の順番に届出の順番を決めるくじを行います。このくじの結果により

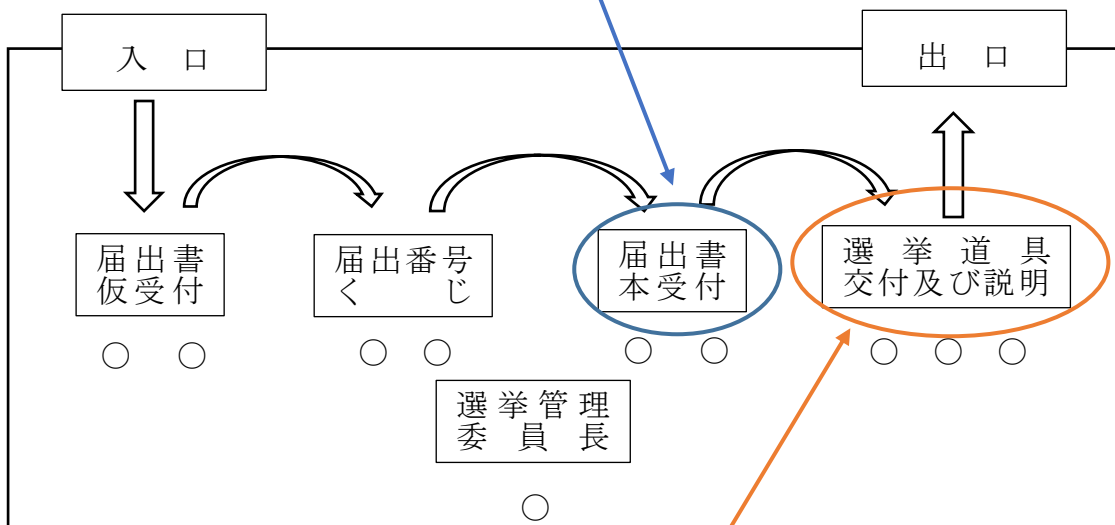
本受付を行います。この順番が、届出番号になります。

エ それ以降は、到着順に受付を行います。

オ 受付を終えたら選挙物資を受け取ります。

『届出書本受付』のときに、立候補希望者説明会時に説明した①候補者届出書②選挙公報掲載申請書(兼 原稿用紙)③開票立会人届出書の内容をチェックして受付します。候補者用ポスター用紙については、枚数を確認し、認証印(ゴム印)を隅に押します。

<学校選挙立候補受付会場見取図>



(2) 選挙物資の交付 (あらかじめ交付物をまとめて届出番号順に並べておきます。)

- ア 校内演説用標旗…………… 1枚
- イ 選挙運動用ポスター証紙…… 認めた枚数
- ウ 選挙運動員腕章…………… 認めた人数分
- エ 白バラ…………… 1個

「標旗」「ポスター証紙」「選挙運動員腕章」の届出番号(第○号)が同じ番号になっているか確認してください。

立候補届出締切後に、立候補者の氏名等を大きな紙に書いて校内に掲示(告示)しましょう。

〇〇〇学校選挙管理委員会告示 第〇号

〇年〇月〇日執行の生徒会選挙の候補者として、次のとおり届出がありました。

〇年〇月〇日

〇〇〇学校選挙管理委員会
委員長 (氏 名)

届出番号	役員名	氏名	クラス

5 選挙啓発活動

選挙を行うには、選挙のムードを盛り上げ、投票日の周知と棄権防止を呼びかける活動も大切なことです。

(1) 校内放送による周知

昼休み時間などを利用して、投票日やポスターの掲示場所などを周知します。

(2) 横断幕やポスターの作成

啓発標語を使つての横断幕やポスターを作成し、棄権防止などを呼びかけムードを盛り上げます。(生徒から募集するのも良いかと思います。)

<啓発標語例>

- 一票に 誇りと自覚と 責任を
- よく選べ あすの学校 まかす人
- 明日をきめ 未来をつくる この一票
- 一票は あなたの声です 心です
- よかったと 心にのこる 選びかた

6 選挙運動

一般の選挙では、立候補の受付が終了すると候補者や運動員は選挙運動ができませんが、校内選挙の場合もあらかじめ日程表などで、選挙運動の方法や時間場所などを決めておく必要があります。

(1) 街頭演説（校内演説）

候補者はあらかじめ決められた場所と時間、例えば登下校時や昼休み時間に演説用の「標旗」を掲げ、胸に白いバラをつけて支持を訴えます。（運動員は、腕章を着けることを義務づけます。）

(2) ポスターの掲示

あらかじめ決められた大きさのポスターで、枚数規制のために証紙を貼ったポスターを校内の決められた場所に掲示させます。

(3) 校内放送

候補者又は運動員に、あらかじめ決められた順番と時間で、校内放送を利用した選挙運動を行わせます。

(4) 選挙公報

立候補受付のとき、候補者に選挙公報の原稿用紙を渡します。提出期限を定め、誤字脱字を確認のうえ印刷し、配布します。（文字数、規格などに違反しない限り、そのまま印刷します。）

(5) 演説会

一般の選挙では、さまざまな理由で立候補者が一同に集まる立会演説会の制度はないため、個人で行う「個人演説会」になりますが、学校選挙の場合、投票日前日か当日に行う「立会演説会」が、立候補者や推薦者の考えを全校生徒に伝えることのできる最も有効な選挙運動といえます。

この場合も公平公正に行うため、あらかじめ持ち時間と順番（くじ）を決めておく必要があります。

7 投票の準備

1, 投票所の設営

全校一斉に投票を行う場合、投票所は体育館など広い場所に数か所(例えば1学年1投票所=3投票所)設営します。(見取り図はP 13参照)

投票箱や記載台は、あらかじめ市の選挙管理委員会から借りておきましょう!!

2, 選挙人名簿の作成

同じ人が2回投票することがないように、投票者をチェックする名簿を作成します。

番号	氏名	学年	組	照合欄	備考

3, 投票用紙の作成

候補者名	○○○学校生徒会選挙	令和○年○月○日執行
		印

8 投票

(1) 選挙人名簿

一般の選挙では、投票するためには選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。

投票用紙を交付する際に、あらかじめ作成した選挙人名簿の照合欄にチェックすることによって同じ人が2回以上投票することや、他人に偽装して投票することなど、いわゆる一人一票の投票の原則に反する行為を防止することができます。

(2) 投票所の設営

ア 一般の選挙では、有権者数によって異なりますが、1つの投票所に投票事務従事者として次の役割分担及び人数で従事します。

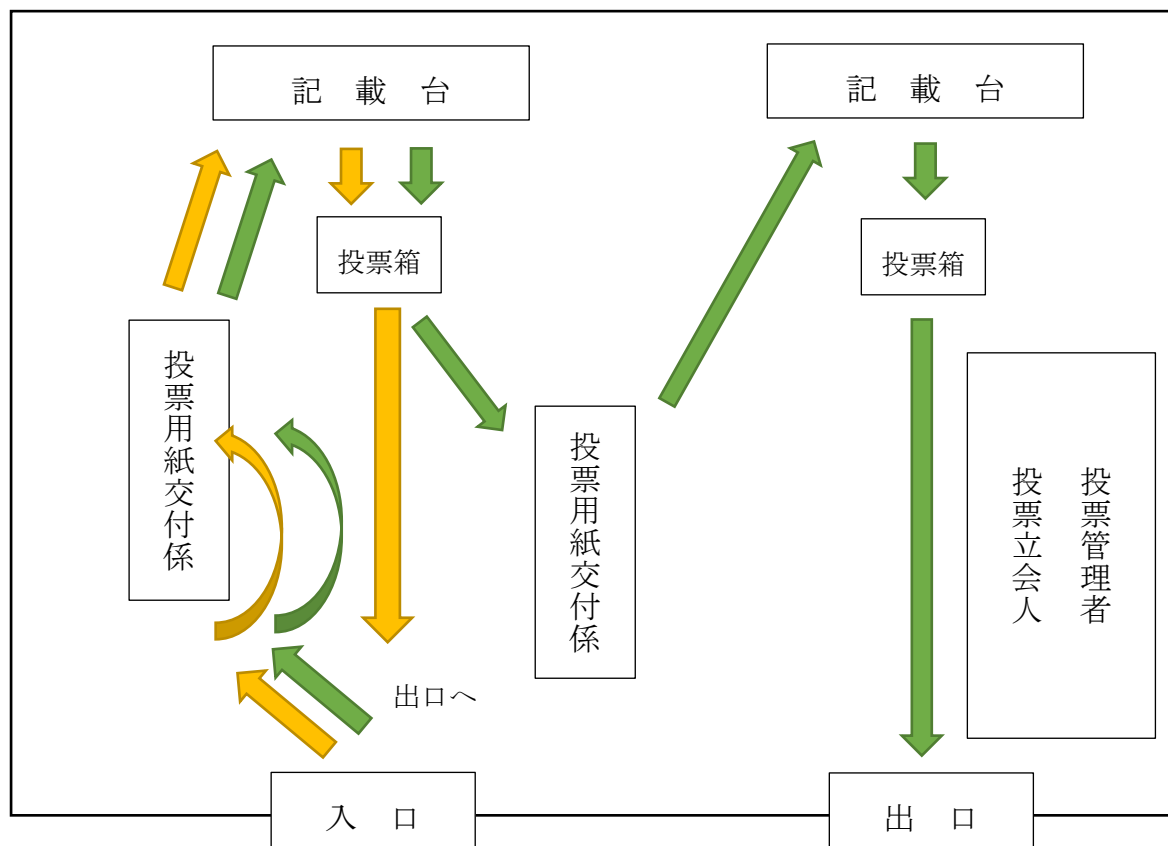
- 投票管理者 …………… 1名→投票所の責任者
- 同職務代理者 …………… 1名→投票管理者が欠けたときの代理者
- 投票立会人 …………… 2名→投票が不正なく行われるよう見守り
- 記録係 …………… 1名→投票者数を集計し報告
- 投票用紙交付係 …………… 1名（選挙の数に応じて増員）
- 名簿対照係 …………… 1名（選挙人名簿の冊数に応じて増員）
- 監視、整理係 …………… 1名→投票箱の監視など
- 入場世話係 …………… 1名→障がいのある人の介助など

イ 学校選挙では、体育館などを利用して名簿対照係、会場整理係、投票立会人を配置して行います。

ウ 投票に必要な投票箱と記載台は、選挙管理委員会が用意します。

<学校選挙投票所見取図> (一種類の選挙を行う場合 →)

(同時に二種類の選挙を行う場合 →)



※ 記載台に、あらかじめ「くじ」をして決めた順番で、候補者の氏名を掲示します。

(3) 投票の方法

- ア 名簿対照係で、選挙人名簿のチェックを受ける。
- イ 投票用紙交付係で、投票用紙を受け取る。
- ウ 記載台で、投票用紙に候補者一人の氏名を記入して投票箱に入れる。(投票用紙には、候補者の氏名以外を記入した場合は、無効となります。)

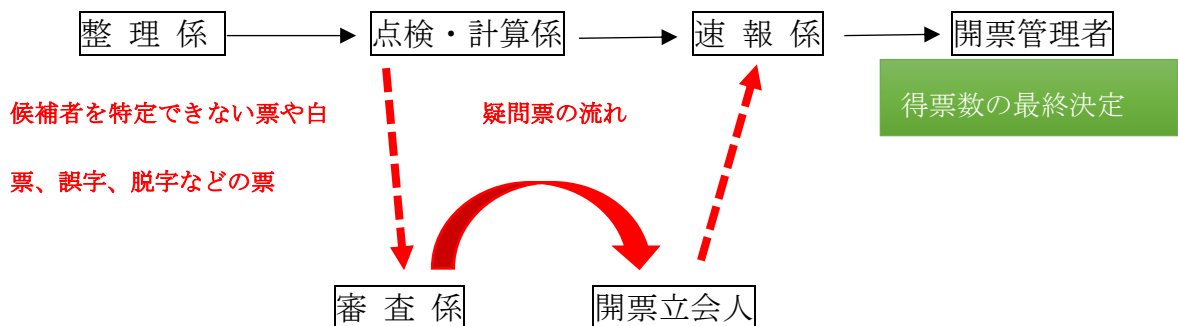
9 開 票

一般の選挙では、開票所のサン・アビリティーズ今治において、投票日当日の午後9時20分から開票します。これを即日開票といいます。これに対し大都市などでは、投票日の翌日に開票を行うところもありますが、これを翌日開票といいます。

今治市における開票事務従事者は、県知事選挙のように一種類の選挙では、約100

人が従事していますが、衆議院議員総選挙のように三種類（小選挙区、比例代表、最高裁判所裁判官国民審査）の選挙では、約 300 人が従事し、それぞれ次のような役割分担で作業します。

- 整理係…………… 投票箱を開けて候補者ごとに仕分けをします。
- 点検係…………… 候補者ごとに仕分けられた票を点検します。
- 計算係…………… 候補者の票を計数し、100 票 1 束にまとめます。
- 審査係…………… 整理係や点検係において、候補者を特定できない票や白票、誤字、脱字などの票を審議します。
- 開票立会人…………… 各候補者から一人ずつ届けられた開票立会人が、開票の公正を見守ります。（最低 3 人の立会人が必要）
- 開票管理者…………… 開票所の総括と得票の最終決定をします。
- 速報係…………… 各候補者の有効投票などを最終集計し、発表します。



※役員選挙などでは、それぞれ実情にあった開票を行ってください。

また、開票の結果として当選者を告示し、当選者に当選証書を渡すとよいでしょう。

今治市選挙管理委員会事務局からのお知らせ

学校における生徒会選挙の実施に際して、一般選挙で使用している「投票箱」や「投票記載台」の選挙用具を貸し出しています。

選挙用具の借用、その他選挙の事なら何でもお気軽にご相談ください。

今治市選挙管理委員会事務局(市役所第2別館 3階)

電話0898-36-1590